

北海道電力株式会社「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成26年3月7日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、北海道電力株式会社「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価準備書」について、北海道電力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。
勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道小樽市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：170.82万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成24年 2月23日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成24年 4月27日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	平成24年 7月25日
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成24年 8月15日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成25年10月16日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成25年12月 9日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	平成26年 2月18日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年 2月21日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、檉福
電話：03-3501-1742（直通）

北海道電力株式会社「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価準備書」
に対する勧告内容

1. 総論

排ガス処理設備の適切な運転管理等による大気環境の保全対策、排水の適正な管理による水環境の保全対策及び廃棄物の適正な有効活用等の環境保全措置を適切に講じること。また、本事業により新たに発生する環境影響について環境監視を行い、その結果を公表すること。

2. 動物

温排水の拡散による海生生物への影響については、発電所周辺海域の海生生物の生息状況の変化について環境監視を行い、その結果、本事業の影響により環境保全上特に配慮を要する事項が発生した場合は所要の検討を行い、必要な措置を講じること。

3. 温室効果ガス

- (1) 本事業の「既設火力発電所の経年化に対応する」との目的に照らし、経年火力発電設備の運転停止に関する計画を作成し、発電設備それぞれの運転開始に併せて本発電設備の年間総発電量相当規模の経年火力発電設備の発電量を、二酸化炭素排出原単位が低い本発電設備に代替していくことにより、計画的に二酸化炭素排出削減を行うこと。
- (2) 国の温室効果ガス排出削減目標及び東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成25年4月25日経済産業省・環境省）を踏まえ、電力業界全体の実効性ある取組が確保されるための枠組が構築されるまでの間は、事業者として着実に二酸化炭素の排出削減に取り組み、併せて、「事業者が、枠組が構築されれば遅滞なく参加し、当該枠組の下で計画的に二酸化炭素排出削減の取組を行うこと」を満たすこと。また、当該枠組の構築に積極的に参画し、枠組が構築された後は、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- (3) 本発電設備は2050年においても稼働していることが想定されることから、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に位置付けられた「2050年までに80パーセントの温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留等に関する検討結果を踏まえて、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の二酸化炭素排出削減対策について所要の検討を行うこと。

- (4) 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減措置について所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講じること。

4. その他

本事業による環境保全上の優位性に鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。